

# 令和6年度 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金

ご自宅への省エネ・再エネ活用設備の設置を補助します！

対象住宅

既存住宅

対象設備

- ①太陽光発電設備
- ②太陽熱利用システム（強制循環型）
- ③蓄電池
- ④エネファーム（家庭用燃料電池）

※認定事業者（※1）との契約により設備を導入する案件に限ります。

※①は蓄電池を同時に設置する案件に限ります。

※③は太陽光発電設備が設置されている必要があります。（新設可）

※①②は県が③④は認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉が補助を行います。

（※1）認定事業者とは埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けた事業者を指します

## 太陽光発電設備

太陽光を電気エネルギーへ変換し、  
住宅に電力を供給

※固定価格買取制度（FIT）の認定を受けないことが条件となります。



## 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽の熱を  
給湯や空調などに利用



## 蓄電池

太陽光発電設備で発電した電力を貯めて  
夜間や非常時に利用



## エネファーム （家庭用燃料電池）

都市ガス・LPガスで発電し、  
同時に給湯等にも利用



補助金額

- ・太陽光発電設備  
**7万円/Kw（上限35万円）**
- ・太陽熱利用システム  
**補助対象経費の2/3（上限40万円）**
- ・蓄電池、エネファーム（家庭用燃料電池）  
**10万円/件**

予定件数

**3,500件程度**

受付期間

**令和7年1月31日（金）まで**

※予算額の範囲を超えた場合は受付を終了することがあります。



コバトン&さいたまっちゃん

## 申請に関する問合せ

- 太陽光発電設備・太陽熱利用システムに関すること  
埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当  
【電話】048-830-3042 【受付時間】8:30～17:15
- 蓄電池・エネファームに関すること  
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉  
【電話】048-767-6151 【受付時間】9:30～16:50

## 事業の流れ



- (※2) 契約業者は認定事業者に限ります。
- (※3) 太陽光発電設備及び太陽熱利用システムについては、契約日が令和6年4月1日以降である必要があります。

交付決定には約1か月程度かかる場合があります

## 申請書提出方法

- ・電子申請フォームからの申請となります。
- ・申請には、下記の書類の提出が必要となりますので、ご準備ください。  
※詳細については、県及び環境ネットワーク埼玉ホームページをご確認ください。

## 提出書類

- ・ここに記載した書類は提出書類の概要ですので、詳細は交付要綱をご確認ください。
- ・各提出書類の留意点は、【交付申請】チェックリストに記載しています。

### 【全設備共通】

- 交付申請書（電子申請・届出サービスで入力）
- 契約書の写し（PPA及びリースを除く）
- 住民票（コピー）
- 設備を設置する**建物**の登記事項証明書または固定資産税公課証明書または評価証明書（コピー）
- 暴力団排除に関する誓約事項（電子申請・届出サービスで入力）



### 【蓄電池】

- 太陽光発電設備の設置が確認できる書類

### 【太陽熱利用システム】

- 太陽集熱器が一定の性能を有するものであることを確認できる書類

## 申請に関する問合せ

- 太陽光発電設備・太陽熱利用システムに関すること  
埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当  
【電話】048-830-3042 【受付時間】8:30～17:15
- 蓄電池・エネファームに関すること  
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉  
【電話】048-767-6151 【受付時間】9:30～16:50

